

青森県立青森工業高等学校 生徒会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は青森県立青森工業高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は青森県立青森工業高等学校の全生徒を会員として組織する。
- 第3条 本会は校訓「協和 創造 勤労」のもと、学校生活を楽しく規則正しいものにし、より良い校風をつくり、さらに学校における集団の活動に積極的に参加し、自主的な能力を養うとともに、公民としての資質を向上させることを目的とする。
- 第4条 本会の会員は、次の権利と義務を有する。
- (1) 生徒総会に出席する権利と義務
 - (2) 生徒会役員の選挙・被選挙及びリコールの権利
 - (3) 本会の決定に服する義務
 - (4) 部・工業クラブ・同好会に所属する権利
 - (5) 会費を納入する義務
- 第5条 本会は校長より委嘱された顧問教職員を置く。
- 第6条 本会の決議は、すべて校長の承認を得て効力を発する。

第2章 役 員

- 第7条 本会は次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 2名
- 第8条 会長は本会を代表して、すべての会務を統轄し執行する。
- 2 会長は選挙により選出される。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。
- 2 副会長は会長が指名し、代議員会の承認を得て任命する。
- 第10条 会長及び副会長の任期は12月1日から翌年11月30日までとする。なお、ホームルーム役員・委員を兼ねることができない。

第3章 組 織

- 第11条 本会は会の目的を達成するため次の機関を置く。
- (1) 生徒総会
 - (2) 代議員会
 - (3) 常任委員会
 - (4) 部・工業クラブ・同好会
 - (5) ホームルーム
 - (6) 応援委員会
 - (7) 会計監査委員会
 - (8) 選挙管理委員会
 - (9) 特別委員会

【第1節 生徒総会】

- 第12条 生徒総会は本会会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 第13条 生徒総会は定期総会と臨時総会を設ける。
- 2 定期総会は年1回開催し、次の事項を取り扱う。
- (1) 生徒会年間活動計画（行事）の審議及び決定
 - (2) 生徒会予算の議決、決算の承認
 - (3) 代議員会、常任委員会から提出される議案の審議及び決定
 - (4) 会則改正の議決
 - (5) その他本会に関わる重要事項の審議及び決定

3 臨時総会は次の場合開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 代議員会が必要と認めたとき
- (3) 会員の5分の1以上の要求があったとき

第14条 生徒総会の議長及び副議長は、会長の指名及び出席会員の承認により決定する。

第15条 生徒総会の成立は会員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は出席会員の過半数の同意をもって成立する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、会則改正の議決においては出席会員の3分の2以上の同意をもって成立する。

第16条 総会の審議及び決議事項は校長に報告して承認を受ける。

【第2節 代議員会】

第17条 代議員会は生徒総会に次ぐ議決機関で生徒会役員、各常任委員長、各ホームルーム代議員をもって構成し、代議員会の議長、副議長は委員の互選によって選出する。

第18条 代議員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数の同意をもって成立する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第19条 代議員会の審議及び決議事項は校長に報告して承認を受ける。

第20条 代議員会は次の場合開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 各ホームルーム代議員の5分の1以上の要求があったとき

第21条 代議員会は次の事項を審議、議決する。

- (1) 常任委員会より提出された事項
- (2) ホームルームより提出された事項
- (3) 会則改正の発議に関する事項
- (4) 特別委員会の設置に関する事項
- (5) 同好会の新設案及び同好会から提出される部への昇格案の審議、部・工業クラブ・同好会の廃止案の審議
- (6) その他本会に関わる事項の審議及び決定

第22条 各ホームルーム代議員の選出は各ホームルームに委任し、任期は1か年とする。ただし、再任は妨げない。

【第3節 常任委員会】

第23条 本会の事業達成のために次の各委員会を置く。

- (1) 生徒会事務局
- (2) 総務委員会
- (3) 出版委員会
- (4) 文化委員会
- (5) 体育委員会
- (6) 規律委員会
- (7) 防災委員会
- (8) 保健委員会
- (9) 図書委員会

第24条 各常任委員会には、校長より委嘱された顧問教職員を置き、運営活動に関して指導助言を受ける。

第25条 生徒会事務局は、生徒会行事の原案を企画し、関係機関との連絡調整、細部計画と行事運営、生徒会費及び部活動費の予算・決算、その他本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第26条 生徒会事務局員は、会長が指名し、代議員会の承認を得る。

第27条 各委員会の委員長は、必要に応じて委員会を招集し、開催することができる。

第28条 各委員会は、各ホームルームから選出された委員をもって構成し、委員長、副委員長は委員の互選によって選出する。

- 第29条 総務委員会は、生徒会役員、生徒会事務局員及び各委員会の委員長で構成する。
- 第30条 総務委員会は、生徒会事務局と協働して生徒会諸行事の準備、運営等を行う。
- 第31条 出版委員会は、生徒会誌等の編集・発行にあたる。
- 第32条 文化委員会は、文化的諸行事の計画及び実行にあたる。
- 第33条 体育委員会は、体育的諸行事の計画及び実行にあたる。
- 第34条 規律委員会は、学校や家庭、社会での規範意識の醸成を図るための活動を行い、青森県警察少年非行防止JUMPチーム員を兼ねる。
- 第35条 防災委員会は、ホームルーム内における防災意識向上のためのリーダーとして、率先して危機管理と安全・安心な学校づくりに努める。
- 第36条 保健委員会は、会員の保健衛生の面に留意し、生徒の福祉向上に努める。
- 第37条 図書委員会は、学校図書館の管理運営を行い、各種の図書に関わる活動を行う。
- 第38条 各委員会の委員の任期は、4月から翌年3月までの1か年とする。

【第4節 部・工業クラブ・同好会】

- 第39条 本会には別表の通り、部・工業クラブ・同好会を置き、会員の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとする。
- 第40条 部・工業クラブ・同好会には校長より委嘱された顧問教職員を置き、運営活動に関して指導助言を受ける。
- 第41条 工業クラブ・同好会の新設は設立申請者より生徒会事務局に提出された申請書及び活動計画を代議員会での審議の後、部活動顧問会議、職員会議での審議を経て校長の承認を必要とする。
- 2 工業クラブ・同好会設立の条件は次の通りである。
- (1) 5名以上の構成員（他と兼部していない者）が存在していること
 - (2) 本校教職員の中に適当な顧問教職員がいること
 - (3) 日常、校内または校外において活動する場所、設備が備わっていること
 - (4) 新設する工業クラブ・同好会の目的が本校の教育目標と合致しており、年間を通して具体的な活動計画が策定されていること
- 第42条 同好会から部への昇格は部昇格申請者より生徒会事務局に提出された申請書及び活動計画を代議員会での審議の後、部活動顧問会議、職員会議での審議を経て校長の承認を必要とする。
- 2 部への昇格の条件は次の通りである。
- (1) 前条の同好会を前提としなければならない
 - (2) 本校の教育目標に沿って、年間を通じて継続的な活動がなされていること
 - (3) 大会、コンクール等で優秀な成績を収め、校風の高揚に努めた実績が備わっていること
- 第43条 生徒会事務局は、部員（構成員）の減少、その他設立目的・条件を喪失した部・工業クラブ・同好会を廃止するために代議員会に諮ることができる。目安として1年間活動の無い部・工業クラブ・同好会を休部（会）とし、休部（会）3年目で廃部（会）とする。
- ただし、廃止について部活動顧問会議、職員会議での審議を経て校長の承認を必要とする。

【第5節 ホームルーム】

- 第44条 ホームルームは、代議員会より付託された事項を討議する。また、代議員会で議決した事項について代議員より報告を受け、実施する。
- 第45条 ホームルームは、生徒会事務局に対してホームルームでの討議事項を諮ることができる。
- 第46条 ホームルームは、次の役員・委員を選出すること。任期は4月から翌年3月までの1か年とする。

ホームルーム委員長（代議員）、ホームルーム副委員長（代議員）、書記、会計、出版委員、文化委員、体育委員、規律委員、防災委員、保健委員、図書委員、応援委員（1学年）、会計監査委員（2学年）、選挙管理委員（3学年）、特別委員（設置時）

第 47 条 ホームルームは、前条の役員・委員のほか必要とする係を置くことができる。

【第 6 節 応援委員会（応援団）】

第 48 条 応援委員会は、1 学年の各ホームルームから委員を選出し、別に定める応援団団則に基づき、本校部活動等の応援に関わる活動を行い応援団幹部を兼ねる。

【第 7 節 会計監査委員会】

第 49 条 会計監査委員会は、2 学年の各ホームルームから委員を選出し、生徒会費等の会計出納状況等が適正に処理されているか年 1 回以上監査を行い、生徒総会で報告する。

【第 8 節 選挙管理委員会】

第 50 条 選挙管理委員会は、3 学年の各ホームルームから委員を選出し、別に定める生徒会選挙管理規程に基づき、選挙に関わる一切の事務を行う。

【第 9 節 特別委員会】

第 51 条 特別委員会は、生徒会会則の改正等、会長が必要と認めたときこれを設置することができる。

第 52 条 特別委員会は、各ホームルームより選出された委員で構成し、委員長、副委員長は委員の互選で決める。

第 4 章 経理・会計監査

第 53 条 本会の経費は、入会金、生徒会費、工業クラブ費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第 54 条 予算は、各委員会ならびに各部・工業クラブから提出された資料に基づき生徒会事務局が原案を作成し、予算編成する。生徒総会において決定する。

第 55 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

第 56 条 会計収支決算報告は、生徒総会にて報告し、承認を必要とする。

第 57 条 会計監査は、会計監査委員会が行い、生徒総会で報告する。

第 5 章 慶 弔

第 58 条 次の場合、弔慰金、見舞金、記念品をおくる。

（1）会員及び会員の保護者が死亡した場合、弔慰金をおくる

（2）会員が災害を受けた場合、見舞金をおくる

（3）本校教職員が転・退任するとき、記念品をおくる

第 59 条 前条の執行には会長があたる。

第 6 章 不 信 任

第 60 条 会長、副会長の不信任発議は次の場合に行う。

（1）会員の 10 分の 1 以上の署名による要請が代議員会に提出されたとき

（2）代議員会が決議したとき

第 61 条 会長、副会長の不信任議決は、生徒総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意によって成立する。

2 不信任が成立した場合は辞任しなければならない。

第 7 章 会則改正

第 62 条 会則改正の発議は次の場合に採択する。

（1）会員の 3 分の 1 以上の署名による要請が代議員会に提出されたとき

（2）代議員会が決議したとき

第 63 条 会則改正原案は臨時に組織された会則改正委員会（特別委員会）がこれを起案する。

第 64 条 会則改正案は代議員会で審議され、生徒総会で決議される。

第8章 補 則

第 65 条 本会の運営に関する細則をもうけることができる。

附 則

本会則は令和 7 年 4 月 3 0 日より施行する。

■別表（第4節 部・工業クラブ・同好会 第39条）

運 動 部	ラグビー部、卓球部、バスケットボール部、陸上競技部、バレーボール部、硬式野球部、柔道部、ソフトテニス部、山岳部、バドミントン部、サッカー部、ボクシング部、硬式テニス部、ヨット部、ボウリング部
文 化 部	吹奏楽部、科学部、演劇部、美術部・漫画研究部、J R C 部、華道部、写真部、放送部
工業クラブ	機械（自動車）、電気、電子、情報技術、建築、都市環境、ねぶた研究
同 好 会	

■生徒会組織図

